新潟県条例第3号

新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例 新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例(平成21年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後				改	正	前	
	附則					附	則			
1	(略)				1	(略)				
2	この条例は、	平成26年12月3	<u>1日</u> 限り、	その効力	2	この乳	を例は、	平成25年3	<u>月31日</u> 限り、	その効力
を	失う。				を	:失う。				
3	(略)				3	(略)				

附則

この条例は、公布の日から施行する。